

6.2 供用開始後

供用開始後の事後調査の内容は、表 6.2.1、表 6.2.2 に示すとおりである。

なお、調査地点、調査時期等の調査の詳細については、施設計画の熟度が高まった時点で、関係機関と協議の上、決定する。

表 6.2.1 供用開始後の事後調査の内容

事後調査項目	事後調査の手法	事後調査の時期・期間及び頻度	評価指針
列車の走行に伴う騒音	- 調査地点：環境保全施設に近接する、近接側軌道中心から 12.5m、高さ 1.2m の地点と、周辺の環境保全施設において騒音の影響が最大になる高さ地点とする。（図 6.2 参照） - 調査方法：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める方法	通常走行時の 1 日	等価騒音レベルが、昼間で 60 デシベル以下、夜間で 55 デシベル以下であること
列車の走行に伴う振動	- 調査地点：環境保全施設に近接する官民境界を基本に土地利用の状況を踏まえ、適切な調査位置を選定する。（図 6.2 参照） - 調査方法：「環境保全上緊急を要する新幹線振動対策について（勧告）」に定める方法	通常走行時の 1 日	人が振動を感じ始めるとされている振動感覚閾値 (55 デシベル) 以下であること
列車の走行に伴う低周波音	- 調査地点：環境保全施設に近接する官民境界を基本に土地利用の状況を踏まえ、適切な調査位置を選定する。（図 6.2 参照） - 調査方法：「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に定める方法	通常走行時の 1 日	G 特性音圧レベルが 100 デシベル以下であること
換気施設の稼働に伴う騒音	- 調査地点：換気施設の換気口の向きや、周辺の土地利用の状況を踏まえ、適切な調査位置を選定する¹⁾ - 調査方法：JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に定める方法	通常稼働日の 1 日	55 デシベル以下であること
換気施設の稼働に伴う低周波音	- 調査地点：換気施設の換気口の向きや、周辺の土地利用の状況を踏まえ、適切な調査位置を選定する¹⁾ - 調査方法：「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に定める方法	通常稼働日の 1 日	G 特性音圧レベルが 92 デシベル以下であること

(注) 1. 現時点では換気施設の位置が決定していないことから、施設計画の熟度が高まった時点で、詳細な調査位置を決定する。

表 6.2.2 供用開始後の事後調査の内容

事後調査項目	事後調査の手法	事後調査の時期・期間及び頻度	評価指針
駅施設の廃棄物	・調査地点：（仮称）中之島駅、（仮称）西本町駅、（仮称）南海新難波駅 ・調査方法：調査地点の3駅から、カン・ビン・ペットボトル、新聞・雑誌、その他一般ごみ別の廃棄物発生量及びリサイクル率により把握する方法	駅施設供用後の1年間	発生量・排出量の抑制及び適切なリサイクル・処理がなされていること



図 6.2 供用開始後の事後調査地点

6.3 調査結果の評価の方法と対策

事後調査結果については、環境影響評価書の環境保全目標との対比や、予測結果、現況データ、予測の前提条件等との比較により、対象事業の環境影響の程度を評価する。なお、評価の結果、対象事業による顕著な環境影響があると認められた場合は、関係機関と協議のうえ、適切な対策等を、検討・実施する。

7. 事後調査報告書の提出時期

建設工事中：原則として、着工後 1 年ごとに工事工程を勘案しながら、事後調査結果を報告書として取りまとめ、提出する。

供用開始後：事後調査終了後、結果を報告書として取りまとめ、提出する。

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 1JHf 1477

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。